

事務連絡
令和2年4月23日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

新型コロナウイルス感染症対策のために認定こども園において臨時休業を行う場合の留意事項及び園児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

認定こども園については、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、これまで、「認定こども園における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和2年2月25日付け事務連絡）等でお示ししたとおりですが、このたび、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について」（令和2年4月23日付け事務連絡）が別添のとおり発出されましたのでお知らせします。

つきましては、当該事務連絡の内容をご確認の上、適切に対応いただくようお願いいたします。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている園児に関して、定期的（概ね1週間に1回以上）にその状況を確認していただくなど、関係機関と緊密に連携して取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

1. 幼稚園において臨時休業を行う場合の(1) 家庭及び地域における教育の支援等及び(2) 児童虐待のリスクを踏まえた幼児の情報把握等の留意事項並びに2. 幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供についてまとめましたのでお知らせします。(新規)

事務連絡
令和2年4月23日

各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中
各都道府県教育委員会幼稚園主管課

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について

平素より幼児教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の1. (1) 家庭及び地域における教育の支援等及び(2) 児童虐待のリスクを踏まえた幼児の情報把握等の留意事項並びに2. 幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について下記の通りまとめましたので、内容を御了知の上、各都道府県教育委員会幼稚園主管課においては域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立幼稚園に対して周知されるよう御願いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項について

(1) 家庭及び地域における教育の支援等

幼稚園における臨時休業を行う際の考え方については、緊急事態宣言の対象区域が全国になっている現在、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン(令和2年4月17日改訂版)」(別添1)の1.

(3) 以降に示したとおりとなりますが、このたび発出された「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」(令和元年4月21日初等中等教育局長通知)

(別添2)において、児童生徒の心身の状況の把握と心のケアや、臨時休業を行う場合の教職員の勤務等、幼稚園にとって参考になる事柄がより具体的に示されています。ついては、同通知も参考にいただき、自宅で過ごす幼児及びその保護者との連携を密にし、幼児本人とも直接電話等で対話すること等により、幼児の健康状態の把握や心のケア等、家庭における幼児の心身の健全な発達に向けた必要な支援を行うこと、また、在宅勤務や時差出勤を適切に実施すること等、各幼稚園において、家庭及び地域における教育の支援等に努めていただくよう、お願いいたします。

(2) 要保護児童対策協議会に登録されている支援対象幼児に関する状況把握等

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の幼児に関しては、臨時休業に伴い在宅時間が増加することに伴う児童虐待のリスク等も踏まえ、各園において、電話等で定期的に幼児の状況を把握するようお願いいたします(概ね1週間に1回以上)。加えて、自治体等を通じて児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、幼児に対する必要な支援を行っていただきますようお願いいたします。

2. 幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について(再周知)

幼稚園において幼児や職員が罹患した場合の関係者への情報提供については、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」(令和2年2月18日付事務連絡)において、「都道府県等(※)は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、学校の設置者と連携して、学校を通じ、保護者等に対しても、同様に情報を提供する」とされていることを踏まえ、担当の部局と連携し、適切に対応いただきますよう、改めてお願いいたします。

(※) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)第12条第1項の届け出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区

なお、一部の保育所で職員が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等を受け、先般、保育所等において子どもや職員が罹患した場合の保護者への情報提供等の対応について、厚生労働省から別添3の事務連絡が発出されていますので、参考に送付いたします。

【担当】文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL 03-5253-4111(内線)3136
直通 03-6734-3136
FAX 03-6734-3736